

令和8年度埼玉県公立特別支援学校介護等の体験について

1 事務手続に関して

(1) 本年度（令和7年度）中の手続き

ア 体験実施にあたり、大学側から**令和8年2月10日（火）（必着）**までに**受入依頼者予定者数報告書（様式1）**を提出していただきます。その際、受入依頼者予定者数は概数でなく**確定している人数**での報告をお願いいたします。

イ 試験期間等により学生の体験実施ができない期間があれば、様式1の提出の際に合わせてお知らせください。また、別紙を添付する場合は、別紙にも大学名を入れてください。

ウ 様式1の送付に際しましては、**返信用封筒（長形3号、110円切手貼付）**を同封してください。

エ 通信制の大学等、個人申請を行う学生の受入に際し、各学生の在住市町村の分かる資料を添付していただいた場合には、住所を参考に受入校の調整をさせていただきます。

オ **令和8年度介護等の体験生受入通知書（様式4）**は**令和8年3月25日（水）**までに、各大学へ発送させていただく予定です。

カ **受入通知書（様式4）**の到着以降に辞退があった場合は、様式5に**辞退した学生の氏名を記載し、学科の欄に「辞退」と表記**してください。

（基本的には名簿作成の段階で辞退が決定している場合には、辞退届の提出は不要ですが、場合によっては辞退届（様式7）の提出を求めることもあります。）

(2) 来年度（令和8年4月1日）以降の手続き

ア **体験生名簿（様式5）**を**実施の1か月前**までに電子データで**該当の特別支援学校（市立特別支援学校の場合は、市教育委員会にも）**に提出してください。

ただし、介護等体験の実施が8月、9月に実施の場合は、受け入れ校の連絡調整のため、7月中旬に送付をお願いします。

イ 体験生名簿（様式5）には必ず**パスワード**を設定してください。パスワードは各大学等で定め、体験生名簿の送付メールの本文に記載せず、別のメール等にて該当の特別支援学校にお知らせください。

※体験生名簿（様式5）提出先のアドレス等については、添付の特別支援学校一覧で確認してください。なお、件名等については、以下のとおりにしてください。

件名	【〇〇大学】介護等体験生名簿送付について
ファイル名	【〇〇大学】□□特支（学園）（△△分校）宛

ウ 体験生名簿（様式5）を送付した後に辞退や期間の変更があった場合は、速やかに手続をお願いいたします。名簿の差し替えの必要はありません。

なお、辞退届が該当の特別支援学校に送付されたことをもって受領とさせていただきますので、改めて受領文書は発送いたしません。

エ すべての介護等の体験終了後、辞退者を反映させた体験生名簿（様式5）の最終報告を県教育委員会に提出を令和9年2月末日までに電子データでの送付をお願いいたします。

2 大学での事前指導でお願いしたいこと

(1) 大学において以下の内容についての事前指導や教職を目指す者としての自覚や目的意識を育てる指導をお願いいたします。

- ・服装（スーツ等） ・髪型 ・持ち物（上履き、昼食、運動着、健康観察表等）
- ・携帯電話やタブレット等電子機器の扱い ・体験時の態度 等

(2) 介護等の体験を行う者については、体験に伴って想定される事故等に対応した保険への加入をお願いしています（実施要項3（3））。幼児児童生徒の特性による突発的な行動による事故も想定されます。体験生のケガや携行品（メガネ等）の破損等が生じた場合、特別支援学校及び幼児児童生徒等による補償は対応いたしかねます。体験生への事前指導、保険内容の確認等、大学側での御対応をお願いいたします。

(3) 介護等の体験で知り得た情報は、個人情報保護のため、決して外部に漏らすことのないよう指導をお願いいたします。（守秘義務）

(4) 学生の麻しん等の感染症について、予防接種あるいは過去の罹患の有無等を必ず確認していただき、幼児児童生徒への感染防止に御配慮ください。

(5) 体験実施の前日から健康観察を行い、健康観察表（別紙2）に記録する。体験日両日ともに、特別支援学校の介護等体験担当者へ提出する。

なお、やむを得ず欠席することとなった場合は、必ず大学を通して特別支援学校へ連絡をお願いいたします。

(6) 年度途中の受入れはできません。学生に対して適切な進路指導をお願いいたします。

(7) オリエンテーションを実施する学校があります。オリエンテーションに出席していない場合は、体験の受入れをお断りする場合があります。

(8) 特別支援学校へは、公共交通機関を利用するようお願いいたします。

3 その他

- (1) 証明書については、証明書記入上の注意（参考資料）を参考に、大学にて御用意ください。社会福祉施設等の体験と特別支援学校の体験をまとめて1枚の証明書で証明することでも可としています。なお、様式を作成している特別支援学校もありますので、その際は、特別支援学校の指示に従ってください。

なお、証明書の再交付は行いません。 交付後の保管及び管理について大学での御指導をお願いいたします。

- (2) 教育実習等の日程との重複に十分留意してください。
- (3) 受入通知書（様式4）で通知する受入数は個人を限定するものではありません。受入期間、体験校、受入人数等を考慮し、学生の体験する学校は大学で調整を行ってください。
- (4) 介護等の体験の実施要項及び各様式は埼玉県の特設支援教育課のホームページからダウンロードすることができます。

<http://www.pref.saitama.lg.jp/f2212/kaigo-taiken.html>